

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第5号

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成14年岩手県規則第105号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第4条 条例第11条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。</p> <p>ア～ヌ [略]</p> <p>ネ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定に基づき指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定に基づき指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定に基づき指定され、若しくは同法第110条第1項の規定に基づき仮指定された史跡名勝天然記念物又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年法律第43号）第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為</p> <p>ノ～ヒ [略]</p> <p>(管理地区の区域内における許可を要しない行為)</p>	<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第4条 条例第11条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。</p> <p>ア～ヌ [略]</p> <p>ネ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定に基づき指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定に基づき指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定に基づき指定され、若しくは同法第110条第1項の規定に基づき仮指定された史跡名勝天然記念物、<u>同法第134条第1項の規定に基づき選定された重要文化的景観</u>又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年法律第43号）第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為</p> <p>ノ～ヒ [略]</p> <p>(管理地区の区域内における許可を要しない行為)</p>
<p>第15条 条例第24条第9項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>ク 文化財保護法第27条第1項の規定に基づき指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定に基づき指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定に基づき指定され、若しくは同法第110条第1項の規定に基づき仮指定された史跡名勝天然記念物又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為（建築物の新築並びに条例第24条第4項第</p>	<p>第15条 条例第24条第9項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>ク 文化財保護法第27条第1項の規定に基づき指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定に基づき指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定に基づき指定され、若しくは同法第110条第1項の規定に基づき仮指定された史跡名勝天然記念物、<u>同法第134条第1項の規定に基づき選定された重要文化的景観</u>又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第2条第1項の規定により認定された物件</p>

7号及び第10号から第14号までに掲げる行為を除く。)

ケ～ス [略]

(11) [略]

(国等に関する協議の適用除外等)

第26条 条例第41条第2項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をする場合であって次に掲げるもの

ア・イ [略]

ウ [略]

エ 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴うもの

(ア)～(エ) [略]

(オ) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園又は都市公園等整備緊急措置法(昭和47年法律第67号)第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地(以下「都市公園等」という。)を設置し、又は管理すること。

(カ) [略]

オ [略]

(2) 条例第24条第4項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げるもの

ア～エ [略]

オ 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

(ア)・(イ) [略]

(ウ) 文化財保護法第27条第1項の規定に基づく重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定に基づく重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定に基づく史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定に基づく史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合

の保存のための行為(建築物の新築並びに条例第24条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為を除く。)

ケ～ス [略]

(11) [略]

(国等に関する協議の適用除外等)

第26条 条例第41条第2項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をする場合であって次に掲げるもの

ア・イ [略]

ウ 種の保存に支障を及ぼすおそれのある伝染性疾患のまん延を防止するため、当該伝染性疾患にかかっていることが確認された個体の捕獲等をする場合(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

エ [略]

オ 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴うもの

(ア)～(エ) [略]

(オ) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園(以下「都市公園等」という。)を設置し、又は管理すること。

(カ) [略]

カ [略]

(2) 条例第24条第4項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げるもの

ア～エ [略]

オ 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

(ア)・(イ) [略]

(ウ) 文化財保護法第27条第1項の規定に基づく重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定に基づく重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定に基づく史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定に基づく史跡名勝天然記念物の仮指定、同法第134条第1項の規定に基づく重要文化的景観の選定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵

<p>(エ) [略]</p> <p>カ [略]</p> <p>(3) 条例第25条第4項第3号の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げる行為をするためのもの</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ <u>第1号ウ(キ)</u>に掲げる行為</p> <p>カ～コ [略]</p> <p>2 条例第41条第3項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 文化財保護法第27条第1項の規定に基づく重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定に基づく重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定に基づく史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定に基づく史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財を調査する場合</p> <p>オ・カ [略]</p> <p>(3) [略]</p>	<p>文化財の調査をする場合</p> <p>(エ) [略]</p> <p>カ [略]</p> <p>(3) 条例第25条第4項第3号の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げる行為をするためのもの</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>ウ <u>第1号エ(キ)</u>に掲げる行為</p> <p>カ～コ [略]</p> <p>2 条例第41条第3項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 文化財保護法第27条第1項の規定に基づく重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定に基づく重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定に基づく史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定に基づく史跡名勝天然記念物の仮指定、<u>同法第134条第1項の規定に基づく重要文化的景観の選定</u>のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財を調査する場合</p> <p>オ・カ [略]</p> <p>(3) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。